（医療法人の持分についての相続税の税額控除）

第四十条の八の八　法第七十条の七の九第二項に規定する相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額は、前条第四項から第十項までの規定により計算した法第七十条の七の八第二項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額とする。

2　法第七十条の七の九第二項に規定する放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人等（以下この条において「相続人等」という。）が有する同項の規定の適用に係る同項に規定する認定医療法人（以下この条において「認定医療法人」という。）の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合　前項の規定により計算した金額

二　法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける相続人等が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄をし、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき　前項の規定により計算した金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額

イ　当該認定医療法人の持分のうち当該放棄をした部分に対応する部分の当該放棄の直前における金額

ロ　当該放棄の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額に相当する金額に⑴に掲げる価額が⑴に掲げる価額と⑵に掲げる価額との合計額に占める割合を乗じて計算した金額

⑴　法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係る同項の被相続人からの相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。⑵及び次項において同じ。）により取得した持分の価額

⑵　⑴の相続又は遺贈の直前において当該相続人等が有していた当該認定医療法人の持分の価額

3　法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で同項の放棄相当相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号ロにおいて準じて算出する場合を含む。）の規定を適用する。

第四十条の九第一項中「又は第七十条の七の二第一項」を「、第七十条の七の二第一項」に改め、「第七十条の七の四第一項」の下に「又は第七十条の七の八第一項」を加え、「又は第七十条の七の二第二項第五号」に改め、「第七十条の七の四第二項第四号」の下に「又は第七十条の七の八第二項」を加え、同条第三項中「第七十条の八の二第六項」を「第七十条の八の二第七項」に、「以下この条」を「第二号及び次項」に、「とし、同項」を「とし、同条第七項」に改め、同条第四項中「及び住所地」を「及び住所」に改める。

第四十条の十第二項及び第四十条の十一第二項中「又は第七十条の七の二第一項」を「、第七十条の七の二第一項」に改め、「第七十条の七の四第一項」の下に「又は第七十条の七の八第一項」を加え、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を「、第七十条の七の二第二項第五号」に改め、「第七十条の七の四第二項第四号」の下に「又は第七十条の七の八第二項」を加える。

第四十条の十一の二を削る。

第四十二条の二の二を第四十二条の二の三とし、第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（登記の税率が軽減される特定の増改築等がされた住宅用家屋の範囲等）

第四十二条の二の二　法第七十四条の三第一項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、第四十二条第一項に規定により当該家屋に該当することとされた家屋を含む。）のうち新築された日から起算して十年を経過したものとする。

2　法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事とする。

一　増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

二　一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（前号に掲げる工事に該当するものを除く。）

イ　その区分所有する部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

ロ　その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ハ　その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

三　家屋（前号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（前二号に掲げる工事に該当するものを除く。）

四　家屋について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（前三号に掲げる工事に該当するものを除く。）

五　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

六　家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

七　家屋について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているものに限り、前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

3　法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第七十四条の三第二項に規定する工事に要した費用の総額が同項に規定する住宅用家屋の同条第一項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　前項第一号から第六号までに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。

ロ　前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる工事に要した費用の額がそれぞれ五十万円を超えること。

4　国土交通大臣は、第二項第三号の規定により居室、調理室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号の規定により基準を定め、同項第五号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模様替を定め、又は同項第七号の規定により保証保険契約を定めたときは、これを告示する。